

## 新内陸汚水処理場放流水等放射性物質濃度測定結果（平成25年11月）

採取日		放流水		浸出水		脱水汚泥	
		放射性セシウム ( <sup>134</sup> Cs)	放射性セシウム ( <sup>137</sup> Cs)	放射性セシウム ( <sup>134</sup> Cs)	放射性セシウム ( <sup>137</sup> Cs)	放射性セシウム ( <sup>134</sup> Cs)	放射性セシウム ( <sup>137</sup> Cs)
11月5日	測定結果	12.0	28.6	不検出	14.9	不検出	31.0
	検出下限値	<7.23	<8.00	<12.3	<7.74	<13.1	<9.74
11月11日	測定結果	—		—		—	
	検出下限値	—		—		—	
11月18日	測定結果	—		28.9	97.8	不検出	28.3
	検出下限値	—		<9.19	<7.25	<13.7	<12.1
11月25日	測定結果	—		—		—	
	検出下限値	—		—		—	

※測定方法：ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメリーによる核種分析法（文部科学省放射能測定法シリーズ7「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメリー」（平成4年8月）に準拠）

※「不検出」とは、本分析における放射性物質濃度の検出下限値（現在の分析法で正確に測定できる最小値）を超えないことを意味する。

※単位 放流水・浸出水：Bq/L、脱水汚泥：Bq/kg

### 放射性セシウムの検出について

今回、放射性物質が検出されましたが、その濃度は国が定める管理基準濃度を超えるものではありません。

安全対策に万全を期すため、**11月8日（金）から放流を停止**し、放射性物質の吸着に有効とされるゼオライトを水処理施設に設置し、放射性濃度の低減を図りつつ、経過観察を行っております。

国が示す公共水域中の排水に含まれる事故由来放射性物質濃度管理基準

$$\frac{\text{セシウム134の濃度(Bq/l)}}{60(\text{Bq/l})} + \frac{\text{セシウム137の濃度(Bq/l)}}{90(\text{Bq/l})} \leq 1 \quad (\text{※3か月間の平均濃度})$$